

佐賀県告示第四百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護支援計画を作成させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護支援計画を作成させる機関を次のとおり指定した。

平成二十二年十二月十四日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成二十二年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 燦燦会株式会社

所在地 多久市南多久町大字長尾四〇八〇番地七三

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 ケアプランサービスライフ

所在地 多久市南多久町大字長尾四〇八〇番地七三

二 (一) 指定年月日 平成二十二年三月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社メディカル産交

所在地 福岡県大川市大字津四二五番地三

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 レインボー川副居宅介護支援センター

所在地 佐賀市川副町大字鹿江九六〇番地一四